

水銀使用製品産業廃棄物の処理について

1 水銀使用製品産業廃棄物の種類

次の①～③の製品が産業廃棄物になったもの

区分①：表に掲げる製品であって水銀を含むもの（明らかに水銀が使われていない製品を除く）

区分②：①の製品（表に×印のあるものに係るものを除く）を材料又は部品として用いて製造される組込製品

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

番号	製品		番号	製品	
1	水銀電池		23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）	×
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	25	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	26	傾斜計	
5	HID ランプ（高輝度放電ランプ）	×	27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを除く。）	×	28	周波数標準機	×
7	農薬		29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	気圧計		30	容積形力計	
9	湿度計		31	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		32	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	34	握力計	
13	真空計	×	35	医薬品	
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置		※No. 19 の顔料は、塗布されるものだけに限り×印に該当する。		

注 1) 製品例及び水銀を含むかどうかの判別方法については「水銀廃棄物ガイドライン（環境省）」を御覧ください。

注 2) ×印のある水銀使用製品の組込製品であっても、容易に×印のある水銀使用製品を取り外せる場合には、水銀使用製品を取り外してから、取り外したものを水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってください。一方で、水銀使用製品が容易に取り外せない場合には、水銀使用製品を取り外す時に破損し水銀が飛散するおそれがあるので、無理に取り外さないで排出してください。

2 水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物のうち、次の表に掲げるものは、その処分・再生時に環境大臣が定める方法により水銀を回収することが義務づけられました。

番号	製品	番号	製品
1	スイッチ及びリレー	13	水銀トリム・ヒール調整装置
2	気圧計	14	放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）
3	湿度計	15	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	16	浮ひょう形密度計
5	弾性圧力計	17	傾斜計
6	圧力伝送器	18	積算時間計
7	真空計	19	容積形力計
8	ガラス製温度計	20	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充満圧力式温度計	21	滴下水銀電極
10	水銀体温計	22	電量計
11	水銀式血圧計	23	ジャイロコンパス
12	灯台の回転装置	24	握力計

3 水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置

水銀使用製品産業廃棄物について、通常の産業廃棄物に係る措置に加え、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な措置
事業場内での保管	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置をとること。 <input type="checkbox"/> 保管場所の掲示板の産業廃棄物の種類欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれていることを明記すること。
収集運搬	<input type="checkbox"/> 破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処理（収集運搬又は処分）の委託	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。 <input type="checkbox"/> 水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な産業廃棄物処分業者に委託すること。 <input type="checkbox"/> 委託契約書を締結するときは、委託する廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを明記すること。 <input type="checkbox"/> マニフェストを交付するときは、産業廃棄物の種類欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれること、また、その数量を明記すること。
処分・再生	<input type="checkbox"/> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置をとること。 <input type="checkbox"/> 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気汚染防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 <input type="checkbox"/> 安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

4 留意事項

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の産業廃棄物分類上の区分

今回改正では、「水銀使用製品産業廃棄物」という産業廃棄物の種類を追加したものではなく、こ

れまでの産業廃棄物の区分に変更はありません。(例えば、金属くず、ガラスくず等のうち水銀使用製品産業廃棄物に該当するものは、「金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」「ガラスくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」のように表記してください。)

(2) 水銀使用製品産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物が混在している場合

水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリ・同一性状の製品が産業廃棄物となったもの(例えば、空気亜鉛電池(水銀使用製品産業廃棄物の対象物)とアルカリボタン電池(水銀使用製品産業廃棄物の対象外))が混在した状態で排出される場合には、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってください。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物が破損した場合

水銀使用製品産業廃棄物が破損した場合であっても、水銀使用製品産業廃棄物として処理する必要があります。(例えば、水銀体温計が破損して水銀が漏えいした場合には、破損した体温計と漏えいした水銀を、まとめて袋に密閉するなど水銀の大気飛散防止措置を講じた上で、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってください。)